

豊島区国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の一部改正に伴い、保険料率を改定し、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び低所得者の保険料減額を判定する所得基準を改定するほか、所要の改正を行う。

2 改正内容

豊島区国民健康保険条例を以下の通り改正する。

項 目	内 容	条 番 号
(1) 保険料率及び賦課限度額の改定	表1の通り	第15条の4、第15条の12、 第15条の16、第16条の4、 第19条の2、第19条の4
(2) 低所得者の保険料減額を判定する所得基準の改定	表2の通り	第19条の2
(3) 規定の整備	退職者医療制度の経過措置終了に伴う条文整理	第14条の3、第14条の4、第15条、 第15条の4から第15条の16、 第16条、第19条、第19条の2
	国民健康保険法改正に伴う条ずれを改める	第14条の3、第15条の9、第16条
	文言整理	第19条、第19条の5
	不要な規定の削除	附則第6条、附則第7条

3 施行期日

令和6年4月1日

◀ 参考 ▶

・1人当たり保険料額（特別区）

令和5年度 182,171円 ⇒ 令和6年度 196,019円 （前年度比+7.6%）

総額168億円の特別区独自の負担抑制策を講じ、1人当たり保険料の伸びを10,412円抑制

・保険料増加の主な要因

加入者の高齢化や医療の高度化による医療費の増	(+2.1%)
70～74歳加入者数の減（前期高齢者交付金歳入の減）	(+0.9%)
後期高齢者への支援金の増	(+2.0%)
特別区独自の負担抑制策の段階的縮小	(+2.6%)

表1 保険料率等の改定

保険料区分		現行	改正（案）	
基礎分	所得割率	7.17%	8.69%	
	均等割額	45,000円	49,100円	
	(下段は未就学児)	(22,500円)	(24,550円)	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】 (下段は 未就学児)	7割	13,500円 (6,750円)	14,730円 (7,365円)
		5割	22,500円 (11,250円)	24,550円 (12,275円)
		2割	36,000円 (18,000円)	39,280円 (19,640円)
	賦課限度額	65万円		
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	98,797円	105,774円		
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.42%	2.80%	
	均等割額	15,100円	16,500円	
	(下段は未就学児)	(7,550円)	(8,250円)	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】 (下段は 未就学児)	7割	4,530円 (2,265円)	4,950円 (2,475円)
		5割	7,550円 (3,775円)	8,250円 (4,125円)
		2割	12,080円 (6,040円)	13,200円 (6,600円)
	賦課限度額	22万円	24万円	
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	35,144円	37,596円		
介護 納付金分	所得割	2.24%	2.36%	
	均等割	16,200円	16,500円	
	低所得世帯 均等割額 【減額後】	7割	4,860円	4,950円
		5割	8,100円	8,250円
		2割	12,960円	13,200円
	賦課限度額	17万円		
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	38,496円	38,807円		
合計	1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	172,437円	182,177円	

表2 低所得者の保険料(均等割額)減額を判定する所得基準の改定

区分	現行	改正（案）
7割減額 基準額	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	(改正なし)
5割減額 基準額	43万円+29万円×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ 29.5万円 ×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割減額 基準額	43万円+53.5万円×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ 54.5万円 ×被保険者等の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

豊島区国民健康保険条例（昭和34年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○豊島区国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年11月14日 条例第12号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和37年11月15日条例第 8号 略</p> <p style="text-align: right;">令和5年12月6日条例第34号</p> <p>目次（略）</p> <p>第1条～第14条の2（略）</p> <p>（<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額</u>（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用</p>	<p>○豊島区国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年11月14日 条例第12号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和37年11月15日条例第 8号 略</p> <p style="text-align: right;">令和5年12月6日条例第34号</p> <p>目次（略）</p> <p>第1条～第14条の2（略）</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用</p>

(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金(法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第 14 条の 4 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額

(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額)

第 14 条の 4 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得

の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.17 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき45,000円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第15条の5 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条の6 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の7 第15条の5の被保険者均等割額は、第15条の4の規定により算定した額と同額とする。

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2、第19条の4及び第19条の5において同じ。)は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合に

の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の8.69 (基礎賦課総額の100分の56に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき49,100円 (基礎賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5 削除

第15条の6 削除

第15条の7 削除

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額す

つては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.42(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,100円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して

ることとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の10 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.80(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,500円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

得た額)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 15 条の 13 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 15 条の 14 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第 15 条の 12 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 15 条の 15 第 15 条の 13 の被保険者均等割額は、第 15 条の 12 の規定により算定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 15 条の 16 第 15 条の 10 又は第 15 条の 13 の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 10 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 13 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 19 条、第 19 条の 2、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5 において同じ。) は、22 万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第 16 条 (略)

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。) の額

第 16 条の 2～第 16 条の 3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 16 条の 4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100 分の 2.24 (介護納付金賦課総額の 100 分の 58 に相当する額を介護納付金賦課被保険

第 15 条の 13 削除

第 15 条の 14 削除

第 15 条の 15 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 15 条の 16 第 15 条の 10 の後期高齢者支援金等賦課額は、24 万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第 16 条 (略)

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。) の額

第 16 条の 2～第 16 条の 3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 16 条の 4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100 分の 2.36 (介護納付金賦課総額の 100 分の 58 に相当する額を介護納付金賦課被保険

者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 16,200円（介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第16条の5～第18条の3（略）

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等

（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5、第15条の10、第15条の13の額若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5、第15条の10、第15条の13の額若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4 又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10 又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、そ

者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 16,500円（介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第16条の5～第18条の3（略）

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等

（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を

れぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円）並びに第 16 条の 2 の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 31,500 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 10,570 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 11,340 円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 29 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 22,500 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 7,550 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 8,100 円

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 53.5 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 9,000 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3,020 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 3,240 円

第19条の3 (略)

減額して得た額（当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円）並びに第 16 条の 2 の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 34,370 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 11,550 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 11,550 円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 29.5 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 24,550 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 8,250 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 8,250 円

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 54.5 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 9,820 円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について 3,300 円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者 1 人について 3,300 円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 (略)

- (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 11,250円
- ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 18,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 22,500円
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,265円
- イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,775円
- ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,040円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,550円

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 (略)

- 2 前項に規定する保険料額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第20条～第29条 (略)

附則

第1条～第5条 (略)

(平成23年度及び平成24年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第6条 平成23年度及び平成24年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

- (1) 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の75に相当する金額
- (2) 前号に該当しない者であって、課税標準額（賦

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 (略)

- (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,365円
- イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 12,275円
- ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 19,640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 24,550円
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,475円
- イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 4,125円
- ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,250円

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 (略)

- 2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第20条～第29条 (略)

附則

第1条～第5条 (略)

第6条 削除

課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の3第1項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合計額（千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）をいう。以下この条において同じ。）が100万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150を超える者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の50に相当する金額

(3) 第1号に該当しない者であつて、課税標準額が100万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の100分の150の金額を超える者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の150の金額を控除した額の100分の25に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

(平成25年度及び平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第7条 平成25年度及び平成26年度における第15条第1項、第15条の6、第15条の11、第15条の14及び第16条の3に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第50条の2及び同法第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号

第7条 削除

に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

(1) 平成25年度 平成24年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の50に相当する金額

(2) 平成26年度 平成25年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の25に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

第8条～第10条（略）

第8条～第10条（略）

附 則（令和6年 月 日）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊島区国民健康保険条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の豊島区国民健康保険条例（以下「旧条例」という。）附則第6条の規定は、平成23年度分及び平成24年度分の保険料については、なおその効力を有する。

4 旧条例附則第7条の規定は、平成25年度分及び平成26年度分の保険料については、なおその効力を有する。

1. 国民健康保険事業費納付金と標準保険料率

国民皆保険を将来にわたって堅持するために、平成30年4月から都道府県は域内の区市町村とともに保険者として国保の運営を担うことになった（いわゆる、国保制度の広域化）。それに伴い、都道府県は国民健康保険制度の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営などにおいて中心的な役割を担っている。

その一環として、都道府県は国保事業に要する費用に充てるため、区市町村ごとの被保険者数、医療費水準、所得水準に応じた「国民健康保険事業費納付金」の額を決定し、区市町村から徴収する。その国保事業費納付金などを財源に、都道府県が保険給付に必要な費用を全額、区市町村に対して支払うことにより、安定的な保険給付を行うことができる。

また、都道府県は、区市町村が保険料率等を決定する際の参考とするための「標準保険料率」を算定・公表する。それにより、標準的な住民負担の見える化を図り、将来的な保険料負担の平準化を進める。

◆令和6年度 豊島区の国民健康保険事業費納付金額

医療分	8,122,666,689 円
後期高齢者支援金分	2,699,670,715 円
介護納付金分	865,306,804 円
納付金額計	11,687,644,208 円

◆令和6年度 豊島区の標準保険料率【東京都が算出した数値】

	所得割 (%)	均等割 (円)
医療分	8.95	52,779
後期高齢者支援金分	3.03	17,863
介護納付金分	2.33	17,120

2. 保険料率等の算定に関する特別区の考え方

(1) 国保制度の広域化に伴う特別区の対応方針

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。

ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

(2) 令和 6 年度基準保険料率等算定における基本的な考え方

① 特別区独自の激変緩和措置

平成 30 年度の国保制度改革に伴う激変緩和措置として、特別区では国保事業費納付金全額ではなく、94%を賦課総額に組み入れ（＝国保事業費納付金の 6%相当分を賦課総額に算入しない）、以後、国の激変緩和措置期間である 6 年間を目途に原則 1%ずつ引き上げ、令和 6 年度で 100%とするとしていた。

しかしその間、新型コロナウイルス感染症の影響により医療費が急増したことから、引き上げを 2 年間据え置いたため、令和 6 年度の激変緩和割合を 98%とし、令和 8 年度の激変緩和措置終了を予定している。さらに、新型コロナウイルス感染症が医療費急増に与えた影響を鑑み、単年度限りの法定外繰入を投入する負担抑制策を令和 6 年度も講じることで、基礎分を 93.5%、後期高齢者支援金分と介護納付金分を 98%として算定する。

② 法定外繰入の解消・削減について

特別区における賦課総額の考え方に基づき、法定外繰入金削減を図るとともに、特別区独自の激変緩和措置における国保事業費納付金の賦課総額への算入割合を引き上げ、法定外繰入金を段階的に削減する。

③ 賦課割合の考え方

制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における賦課割合は、所得割 58：均等割 42 とする。

④ 介護分の所得割率統一について

従前は介護分の所得割率は各区において独自に設定していたが、都内保険料水準の統一を今後目指していくことを鑑み、令和 6 年度から特別区統一の基準保険料率を示すこととし、令和 8 年度までの経過措置期間中に統一することとした。

豊島区は令和 6 年度から特別区統一の基準保険料率を採用する。

◆令和6年度 保険料率等の算定に関する特別区の考え方に基づく賦課総額（イメージ）

国 保 事 業 に か か る 経 費	納付金 (医療分・支援金分・介護分)		特定 健診費	出産育児 一時金	葬祭費	保健 事業費	事務費	その他
	特別区の標準的な収納率での割り戻しによる調整分							
特 別 区 の 考 え 方 に 基 づ く 賦 課 総 額	保険料 (医療分・支援金分・介護分)		保険料 (医療分) (1/3)	保険料 (医療分) (1/3)	保険料 (医療分)	保険料 (医療分)	法定 繰入金	法定外 繰入金
	交付金等		保険給付費等 交付金 (2/3)	法定 繰入金 (2/3)				
	特別区独自の激変緩和 = 法定外繰入金							

※網掛け部分が保険料として徴収すべき賦課総額

◆令和6年度 特別区における基準保険料率等及び推移

【基礎分・支援金分】		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42	
所得割率 (前年度比)		11.49% +1.90		9.59% +0.15		9.44% -0.10		9.54% +0.11		9.43% -0.06	
保険料率等	基礎分 (前年度比)	8.69% +1.52	2.80% +0.38	7.17% +0.01	2.42% +0.14	7.16% +0.03	2.28% -0.13	7.13% -0.01	2.41% +0.12	7.14% -0.11	2.29% +0.05
	均等割額 (前年度比)	65,600円 +5,500円		60,100円 +4,800円		55,300円 +3,300円		52,000円 -800円		52,800円 +600円	
	基礎分 (前年度比)	49,100円 +4,100円	16,500円 +1,400円	45,000円 +2,900円	15,100円 +1,900円	42,100円 +3,300円	13,200円 0円	38,800円 -1,100円	13,200円 +300円	39,900円 0円	12,900円 +600円
	賦課限度額	890,000円		870,000円		850,000円		820,000円		820,000円	
	基礎分 (前年度比)	650,000円	240,000円	650,000円	220,000円	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円
	支援金分 (前年度比)										
1人当たり保険料 (特別区)		156,520円		143,363円		131,813円		124,989円		126,202円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	+13,157円		+11,550円		+6,824円		-1,213円		1,028円	
	率	+9.18%		+8.76%		+5.46%		-0.96%		+0.82%	

3. 令和6年度 豊島区における保険料率等の改定について

【令和6年度 豊島区における保険料率等の算定に関する考え方】

既述の「国保制度の広域化に伴う特別区への対応方針」のとおり、将来的な方向性（都内保険料水準の統一など）に沿って段階的に移行することが望ましいと考えられるため、特別区の基準保険料率を豊島区においても設定する。

保険料率の算定に必要な賦課総額や賦課割合の考え方の詳細については、既述の「保険料率等の算定に関する特別区への考え方」のとおり。

(1) 基礎（医療）分及び後期高齢者支援金分 保険料率等の算定について

◆基礎（医療）分、後期高齢者支援金分保険料に係る基礎数値

	特別区			【参考値】豊島区		
	令和6年度	令和5年度	差引増減	令和6年度	令和5年度	差引増減
被保険者数	1,707,073人	1,769,363人	△ 62,290人	66,350人	65,975人	375人
賦課総額 ※1	267,188,015千円	253,659,234千円	13,528,781千円	9,512,570千円	8,836,687千円	675,883千円
賦課割合 ※2	所得割	均等割	-	所得割	均等割	-
	58 : 42	58 : 42		56 : 44	56 : 44	
所得割料率	11.49%	9.59%	1.90%	11.49%	9.59%	1.90%
均等割額	65,600円	60,100円	5,500円	65,600円	60,100円	5,500円
賦課限度額	890,000円	870,000円	20,000円	890,000円	870,000円	20,000円
1人当たり保険料 ※3	156,520円	143,363円	13,157円	143,370円	133,941円	9,429円

※1 令和6年度については、特別区、豊島区ともに特別区独自の激変緩和措置後（国保事業費納付金を基礎分93.5%、後期分98%として算定する）の数値を記載

※2 豊島区の賦課割合については、両年度ともに基準保険料率等を豊島区に当てはめて算出した数値

※3 1人当たり保険料＝賦課総額÷被保険者数

(2) 介護分 保険料率等の算定について

◆介護分保険料に係る基礎数値

区 分	特別区		【参考値】豊島区			
	令和6年度	令和6年度	令和5年度	差引増減	備 考	
2号被保険者数	624,354人	20,445人	21,722人	△ 1,277人		
賦課総額 ※1	24,661,032千円	793,394千円	836,196千円	△ 42,802千円		
賦課割合 ※2	所得割	均等割	所得割	均等割	-	
	58 : 42	58 : 42	58 : 42			
所得割料率	2.36%	2.36%	2.24%	0.12%	23区共通基準 (令和6年度から)	
均等割額	16,500円	16,500円	16,200円	300円	23区共通基準	
賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	0円	23区共通基準	
1人当たり保険料 ※3	39,499円	38,807円	38,496円	311円		

※1 令和6年度については、特別区独自の激変緩和措置後（国保事業費納付金を98%として算定する）の数値を記載

※2 賦課割合については、両年度ともに基準保険料率等（均等割額）を豊島区に当てはめて算出した数値

※3 1人当たり保険料＝賦課総額÷2号被保険者数

【参考】令和6年度 賦課総額の考え方による比較（豊島区における独自試算）

◆基礎（医療）分及び支援分

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり 保険料	賦課総額	1人当たり 保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	299,224,508千円	175,286円	10,660,580千円	160,673円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	283,503,605千円	166,077円	10,094,537千円	152,142円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	267,188,015千円	156,520円	9,512,570千円	143,370円
(B) - (A)	△ 15,720,903千円	△ 9,209円	△ 566,043千円	△ 8,531円
(C) - (B)	△ 16,315,590千円	△ 9,557円	△ 581,967千円	△ 8,772円
計 (C) - (A)	△ 32,036,493千円	△ 18,766円	△ 1,148,010千円	△ 17,303円

◆介護分

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり 保険料	賦課総額	1人当たり 保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	26,425,586千円	42,325円	833,378千円	40,762円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	25,194,586千円	40,354円	810,701千円	39,653円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	24,661,032千円	39,499円	793,394千円	38,807円
(B) - (A)	△ 1,231,000千円	△ 1,971円	△ 22,677千円	△ 1,109円
(C) - (B)	△ 533,554千円	△ 855円	△ 17,307千円	△ 846円
計 (C) - (A)	△ 1,764,554千円	△ 2,826円	△ 39,984千円	△ 1,955円

◆基礎（医療）分・支援分・介護分 総計

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり 保険料	賦課総額	1人当たり 保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	325,650,094千円	217,611円	11,493,958千円	201,435円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	308,698,191千円	206,431円	10,905,238千円	191,795円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	291,849,047千円	196,019円	10,305,964千円	182,177円
(B) - (A)	△ 16,951,903千円	△ 11,180円	△ 588,720千円	△ 9,640円
(C) - (B)	△ 16,849,144千円	△ 10,412円	△ 599,274千円	△ 9,618円
計 (C) - (A)	△ 33,801,047千円	△ 21,592円	△ 1,187,994千円	△ 19,258円

令和6年度 収入別・世帯構成別の保険料試算(モデルケースによる試算)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみが賦課される世帯における収入の上限

I 年金受給者(65歳以上) 1人世帯

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
②令和6年度保険料	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
前年度差 ②-①	1,650	1,650	13,330	33,430	49,105	65,065	81,215	97,365	114,085	132,135
均等割軽減	7割減	7割減	2割減							

II 年金受給者(65歳以上) 2人世帯

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
②令和6年度保険料	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
前年度差 ②-①	3,300	3,300	14,430	38,930	54,605	70,565	86,715	102,865	119,585	110,247
均等割軽減	7割減	7割減	5割減							

III 給与所得者(65歳未満) 1人世帯 (介護1名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	22,890	40,516	181,587	264,397	351,939	446,579	541,219	640,591	747,061	859,446
②令和6年度保険料	24,630	43,820	205,365	302,315	404,805	515,605	626,405	742,745	867,395	996,238
前年度差 ②-①	1,740	3,304	23,778	37,918	52,866	69,026	85,186	102,154	120,334	136,792
均等割軽減	7割減	5割減								

IV 給与所得者(65歳未満) 2人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	45,780	78,666	227,367	340,697	428,239	522,879	617,519	716,891	823,361	925,058
②令和6年度保険料	49,260	84,870	254,625	384,415	486,905	597,705	708,505	824,845	949,495	1,038,360
前年度差 ②-①	3,480	6,204	27,258	43,718	58,666	74,826	90,986	107,954	126,134	113,302
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							

V 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	63,810	108,716	275,447	358,257	488,339	582,979	677,619	776,991	883,461	985,158
②令和6年度保険料	68,940	117,670	307,105	404,055	552,505	663,305	774,105	890,445	1,015,095	1,054,860
前年度差 ②-①	5,130	8,954	31,658	45,798	64,166	80,326	96,486	113,454	131,634	69,702
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	2割減						

VI 給与所得者(65歳未満) 4人世帯 (介護2名該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	81,840	138,766	241,687	406,337	548,439	643,079	737,719	837,091	943,561	1,040,000
②令和6年度保険料	88,620	150,470	270,965	456,535	618,105	728,905	839,705	956,045	1,041,572	1,060,000
前年度差 ②-①	6,780	11,704	29,278	50,198	69,666	85,826	101,986	118,954	98,011	20,000
均等割軽減	7割減	5割減	5割減	2割減						

VII 給与所得者(65歳未満) 1人世帯 (介護非該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
②令和6年度保険料	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
前年度差 ②-①	1,650	3,130	22,410	35,710	49,770	64,970	80,170	96,130	113,230	131,280
均等割軽減	7割減	5割減								

VIII 給与所得者(65歳未満) 2人世帯 (介護非該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058
②令和6年度保険料	39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360
前年度差 ②-①	3,300	5,880	25,710	41,210	55,270	70,470	85,670	101,630	118,730	113,302
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							

IX 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護非該当)

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	54,090	92,068	229,591	296,721	403,747	480,467	557,187	637,743	724,053	815,158
②令和6年度保険料	59,040	100,698	259,701	340,131	464,517	556,437	648,357	744,873	848,283	884,860
前年度差 ②-①	4,950	8,630	30,110	43,410	60,770	75,970	91,170	107,130	124,230	69,702
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	2割減						

X 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護非該当) 未就学児1人

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和5年度保険料	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	785,108
②令和6年度保険料	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	876,610
前年度差 ②-①	4,125	7,255	27,910	41,210	58,020	73,220	88,420	104,380	121,480	91,502
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	2割減						